



フィリピン全土の通信インフラ拡充につながる「コネクタドン・ピノイ法」が成立ーフィリピン通信業界の新たな成長機会を創出

当社グループの国際通信事業の中核地域であるフィリピン共和国において、国全体のデジタル接続を強化することを目指す「コネクタドン・ピノイ（Konektadong Pinoy）法（データ伝送オープンアクセス法）」が、大統領署名なしで 2025 年 8 月 24 日までに自然成立（lapsed into law）し、正式に法律となりましたので、お知らせいたします。本法は、データ通信分野における参入障壁を下げ、より多くの事業者が通信インフラにアクセスできる環境を整えることで、国民全体のインターネット接続性を高めることを目的としており、フィリピン通信業界の新たな成長機会の創出が期待されます。

1. Konektadong Pinoy 法の目的

本法は、国内外を結ぶ大容量のバックボーン回線や地域をつなぐ中継回線といった基幹的な通信ネットワークを幅広い事業者に開放し、特に地方の未サービス（unserved）・サービス不十分（underserved）地域における通信整備を後押しする枠組みです。

具体的には、電気通信事業への新規参入におけるフランチャイズ（特権）要件の撤廃や、通信インフラの新規事業者との共有化（オープンアクセス）等が柱となっており、これまで議会による認可が必要とされていた通信事業のデータ伝送分野への参入が、大幅に簡素化されます。フィリピンでは近年、インターネットの需要拡大を受け、ISP（インターネットサービスプロバイダー）事業者の数が急速に伸びておりましたが、本法成立による要件緩和が後押しとなり、ISP 事業者等の参入がさらに増加していくことが見込まれます。

なお、フィリピンの法制度上、本法の運用開始には IRR（Implementing Rules and Regulations = 施行規則）の策定が不可欠です。今後、情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology = DICT）および国家電気通信委員会（National Telecommunications Commission = NTC）により、具体的な施行規則が整備される予定です。

2. 本法成立による当社事業への影響

この法制度の整備は市場全体の成長・拡大につながり、業界全体の需要拡大と投資機会の増大が見込まれます。当社および業界全体にとって具体的に以下のようなプラス効果をもたらすと考えています。

● 地域 ISP の拡大による地方接続改善

現在フィリピン国内では約 900 社の ISP 事業者が活動しており、本法の後押しにより未サービス・サービス不十分地域での参入が加速します。当社は既にフィリピン国内海底ケーブルネットワーク（PDSCN）を中心とした基幹網を整備し、地方 ISP 向けに回線を提供しており、今後はこうした制度的追い風によりパートナーの裾野がさらに広がると見込まれます。

● 健全な競争促進とサービス改善

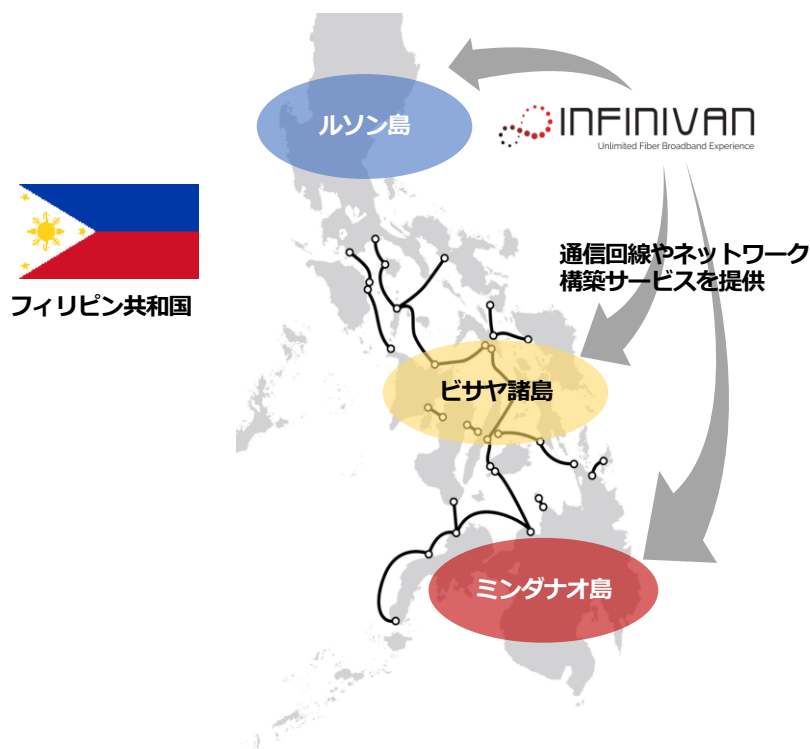
新規事業者の参入が促されることで競争が活性化し、ブロードバンド料金の低下や品質改善が期待されます。地方におけるインターネット環境の格差是正にも直結します。

● デジタル・エコシステムの発展

ISP 事業者や CATV 事業者のみならず、データセンターやクラウド事業者との協働が進むことで、フィリピン全体のデジタル基盤が強化され、国を挙げたデジタル化戦略とも整合的に発展が進むと考えられます。

● 投資環境の改善

法的枠組みの明確化により、国際的なインフラ投資家にとってフィリピン市場は一層魅力的なものとなり、海底ケーブルやデータセンターなどへの投資流入の加速が期待されます。



当社グループは、日本基準の高品質で安定的な通信回線を提供するとともに、地方の通信事業者等のネットワーク構築サービスも一体的に手掛けることにより、地方通信インフラの実質的な基盤としてのポジションを着実に確立しつつあります。本法成立が、制度面からの追い風となるものと認識しております。

当社グループは、質の高い通信インフラの提供と持続的な成長を通じて、日本とフィリピン両国のデジタル基盤強化に貢献するとともに、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

3. 今後の見通し

本件が短期的に当社連結業績に与える影響は、軽微であると考えておりますが、当社としましては、この動きを引き続き注視し、成長の機会を最大限に活かしていく方針です。

今後は、制度の運用状況や市場動向を注視し、開示すべき重大な事象が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上

社名：株式会社アイ・ピー・エス

証券コード：4390

所在地：東京都中央区築地4丁目1番1号 東劇ビル8階

代表者：代表取締役 宮下 幸治

本件に関する問い合わせ窓口：IR 課 03-3549-7719